

荒川第二・三調節池事業  
環境影響評価書

令和3年3月

国土交通省関東地方整備局



荒川第二・三調節池事業環境影響評価書

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所.....	1-1
1.1 事業者の氏名及び住所.....	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容.....	2-1
2.1 対象事業の名称.....	2-1
2.2 対象事業の目的.....	2-1
2.3 対象事業の実施区域.....	2-2
2.4 対象事業の規模.....	2-4
2.5 対象事業の実施期間.....	2-4
2.6 対象事業の実施方法.....	2-4
2.7 工事計画.....	2-8
第3章 地域特性.....	3-1
3.1 社会的状況.....	3-3
3.2 自然的状況.....	3-81
第4章 関係地域.....	4-1
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準.....	4-1
4.2 関係地域.....	4-1
第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要.....	5-1
5.1 調査計画書.....	5-1
5.2 環境の保全の見地からの意見の概要.....	5-1
第6章 調査計画書についての市長の意見.....	6-1
6.1 総括事項.....	6-1
6.2 調査方法にかかる意見.....	6-1
第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解.....	7-1
7.1 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と事業者の見解.....	7-1
7.2 市長の意見と事業者の見解.....	7-7
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法.....	8-1
8.1 調査項目.....	8-1
8.2 調査、予測及び評価方法.....	8-7
第9章 第8章の選定についての市長の技術的助言の内容.....	9-1
第10章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果.....	10. 1-1
10.1 大気質.....	10. 1-1
10.2 騒音・低周波音.....	10. 2-1
10.3 振動.....	10. 3-1

10.4	水質	10.4-1
10.5	水象	10.5-1
10.6	動物	10.6-1
10.7	植物	10.7-1
10.8	生態系	10.8-1
10.9	景観	10.9-1
10.10	自然とのふれあいの場	10.10-1
10.11	史跡・文化財	10.11-1
10.12	廃棄物等	10.12-1
10.13	温室効果ガス等	10.13-1
10.14	コミュニティ	10.14-1
10.15	地域交通	10.15-1
第11章	環境の保全のための措置	11-1
11.1	予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1
第12章	対象事業の実施による影響の総合的な評価	12-1
第13章	事後調査の計画	13-1
13.1	事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	13-1
13.2	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	13-9
13.3	事後調査の実施体制	13-9
13.4	事後調査計画書の提出時期	13-9
第14章	環境影響評価の受託者の名称及び住所	14-1
第15章	準備書について環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要	15-1
15.1	準備書	15-1
15.2	環境の保全の見地からの意見の概要	15-1
第16章	準備書についての市長の意見	16-1
第17章	第15章及び第16章の意見についての事業者の見解	17-1
17.1	環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	17-1
17.2	市長の意見と事業者の見解	17-13
第18章	その他の事項	18-1
18.1	環境影響評価手続きの概要	18-1
18.2	準備書の修正事項	18-1